

小金井市公民館利用のガイドライン（案）

1 趣旨

社会教育法第22条（公民館の事業）において、公民館は、第20条の目的達成のための事業の一つとして、「その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。」と規定しており、社会教育活動のため、地域住民に施設を貸出し、利用させることが、公民館の重要な任務と位置付けられている。

一方で、社会教育法第23条（公民館の運営方針）には、公民館が行ってはならない行為として、営利活動、政治活動、宗教活動が規定されており、小金井市公民館条例第9条（使用の不承認）には、「建物等を破損又は汚損するおそれがあるとき」、「秩序及び風俗を乱すおそれがあるとき」、「もっぱら営利又は宣伝のために使用するとき」、「その他教育委員会が、管理上支障があるとき」と規定されている。

小金井市公民館は、全5館あり、公民館の使用承認に当たっては、統一された公平・公正な取扱いが重要である。

特に営利活動については、小金井市公民館条例第9条にも規定されており、その取扱いについては誤解が生じないように、特にわかりやすく周知する必要がある。

本ガイドラインは館ごとに、その取扱いに差異や誤解が生じないように、使用できる活動内容を例示することにより、適正な貸出しが行えるよう基本的な取扱い基準をまとめたものである。

2 公民館使用団体登録について

(1) 団体登録等について

ア 団体に代表者及び連絡者を置くこと。

イ 団体構成員は5人以上であること。

ウ 構成員の親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）は団体構成員から除くこと。

エ 団体構成員名簿は、全員分の名簿を提出すること。

オ 団体の構成員の半数以上が市内在住、在勤又は在学（以下「市内在住者等」という。）であること。

(2) 15歳未満の者のみ構成する団体は、構成員とは別に成人の連絡者を置くこと。

(3) 団体代表者及び連絡者について

ア 団体代表者は原則として市内在住者等であること。ただし、連絡者が市内在住等の場合はこの限りではない。

イ 団体代表者は連絡者を兼ねることができる。

ウ 団体代表者は、同種の活動を行う他の団体代表者となることはできない。

エ 団体代表者の親族は、連絡者となることはできない。

(4) 講師について

団体に講師を置くことができる。講師は代表者又は講師を兼ねることができない。

3 公民館の使用について

(1) 予約について

ア 定例的な利用の予約について

① 公民館の使用を希望する場合は、使用希望日の属する月の3か月前の20日から翌月5日までの間に、公共施設予約システムにより予約する。同一の時間帯に予約が重なった場合は、2か月前の月の10日に抽選により決定する。

② 2月前の月の11日の午前9時以降は、先着予約によるものとする。

イ 一時的な利用の予約について

公民館使用登録団体でない団体（市内在住等に限る）が利用する場合、1か月前の月の11日の正午以降、公民館各館において、予約手続きを行えば、使用を承認するものとする。この場合においても、社会教育法第20条の目的に則ったものであること。

(2) 利用制限及びキャンセルについて

ア 利用回数、利用時間について

月の利用は、5回又は20時間を限度とする。ただし、限度を超えた場合であっても、公民館の諸室に空きがあるときの当日に限り、予約手続きを行った場合は、使用を承認するものとする。

イ 利用のキャンセルについて

利用をキャンセルする場合は、公共施設予約システムにより手続きを行う。ただし、利用日当日にキャンセルする場合は、公民館各館に連絡すること。

4 公民館の利用上の注意

(1) 各諸室の利用定員に即した人数で利用すること。

- (2) 防音設備がない諸室での楽器演奏、合唱、カラオケ等は周囲に配慮すること。
- (3) 火の使用が認められていない諸室で火器を使用しないこと。
- (4) 公民館使用団体構成員以外の定期的な利用はしないこと。
- (5) 同一目的での複数団体の登録をしないこと（団体代表者及び一部の構成員が異なる場合であっても活動内容から同一と判断する場合がある。）。
- (6) 飲酒を目的とした利用は認めない（乾杯程度に留めること。）
- (7) 飲食等は、軽食（サンドイッチ、おにぎりなど）程度として、諸室返却の際は、掃除、清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- (8) 利用時間に即した予約をすること。
- (9) 予約時間を守って利用すること（前コマが空いている場合、 10 分前からの入室を認める。）。

5 公民館における営利活動の制限、禁止事項

社会教育法第23条第1項第1号は、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助することを禁止している。この規定の趣旨は、公民館自体が営利そのものを追求する事業を行ったり、公民館が特定の営利事業に対し、特に便宜を図り、当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

小金井市公民館として使用を禁止する営利活動は、以下の事例のとおりとし、新たな事案が発生した場合は、都度、協議する。

- (1) 学習活動（いわゆる習い事）のうち、講師自らが塾やスクールを主催し、受講生を集めて受講料金を徴収する場合
- (2) 民間教育事業者が塾等で使用する場合
- (3) 講師等が自ら参加者を募り、参加者を募って行う講演会等で使用する場合
- (4) 公民館使用登録団体が参加者を募って、有料で開催する講演会等であって、受講料または講師謝礼金が著しく高額である場合
- (5) 企業が行う社内会議、入社式、求人説明会、社員研修等で使用する場合
- (6) 企業等が商品の販売、展示、試食、実演等による説明会、講演会等の営利、宣伝を目的として使用する場合
- (7) 企業等が営利目的で実施する不特定多数を対象とする有料の説明会、講演会、イベント等で使用する場合